

令和7年度当初入園2次申込み【電子申請】について

令和7年1月8日時点で海外在住の方のみ利用可能です。国内にお住まいの方は郵送でお申込みください。

1. 申込み・入園までの流れ

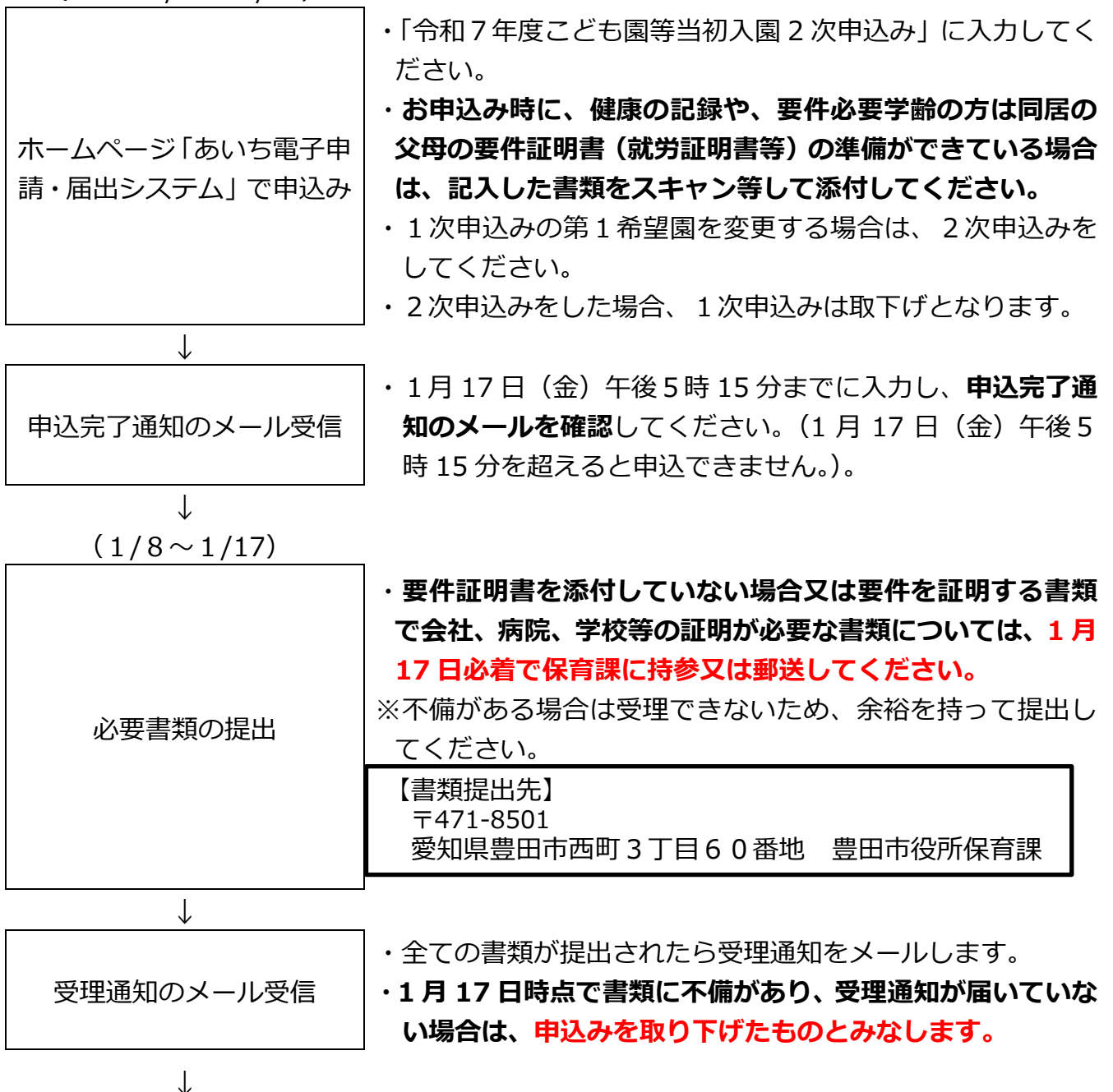
電子申請による申込みの流れは以下のとおりです。その他入園要件や各園の開所時間等については「こども園等のご案内」をあらかじめ御確認ください。

2次申込み【電子申請の場合】

※1次申込みの入園調整後に空きがある場合のみ入園できます。

※2次申込みの場合、原則入園式以降の入園となります。

(R7 1/8～1/17)



(令和7年2月中旬以降)

入園枠確保通知
園にて面接

- ・1次申込みの状況によってクラスを編制し、クラス定員に空きがあり入園可能であれば枠確保通知を送付します。
- ・園との面接日を調整してください。面接は児童と一緒に受けてください。



(2月中旬～3月上旬)

入園説明会

- ・入園決定（内定）したこども園等で実施します。
- ・詳しくはこども園等から案内があります。



(3月上旬～中旬)

入園決定等

- ・入園決定者へこども園等利用通知を送付します。
- ・豊田市に未転入などの場合は、通知を保留します。



(4月)

入園

- ・入園式又は園と調整した日から登園してください。

こども園等への入園は、入園時に豊田市民であることが必要です。入園決定事務をスムーズに行うためにも、転入の手続終了後速やかに転入した旨を保育課に御連絡ください。

【注意】

- ① 入園を決定するためには面接行う必要がありますので、可能な限り早く実施するようにしてください。また、お子さんの発育状況で気になる点がある場合は入力事項「お子さんの発育状況」に必ず入力してください。面接により基準の職員配置で安全にお預かりできないと判断した場合は、御希望にそえない場合があります。
- ② 豊田市民となったことを確認した後で入園決定をするため、3月上旬の入園決定時期において転入が確認できない場合は、『こども園等利用通知書』等の発送を保留します。転入した旨の御連絡をいただき、保育課で転入を確認した後、『こども園等利用通知書』等を発送します。
- ③ 入園希望日の5日前までに、転入した旨の御連絡がない（転入の事実が確認できない）場合は、取り下げたものとみなします。
- ④ 入園式から入園の場合は、3月25日（火）までに転入手続が必要になります。

2. 「あいち電子申請・届出システム」による申込み手順

受付期間内（R7 1/8～1/17）に以下（1）～（3）のいずれかの方法により検索し、①～⑥のとおり申込み手続きをしてください。

（1）検索

- a 「あいち電子申請」で検索
- b あいち電子申請・届出システム
トップページ 「申請団体選択へ」を選択
- c 「豊田市」を選択
- d 手続き名「こども園等当初入園申込み」を選択

（2）インターネット URL

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=107374

（3）スマートフォン用2次元バーコード



① 必要な書類をダウンロードし、記入する。

【必要な書類】

- ・健康の記録
- ・入園要件が必要な園児の場合は、同居の父母の要件証明書（就労証明書等）
※保育課ホームページ「(令和7年度用) 保育要件の様式ダウンロード」から父母それぞれ該当する要件証明書をダウンロードし、記入する。

〈(令和7年度用) 保育要件の様式ダウンロード リンク〉

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/azukari/hoiku/1016131/1059619.html>

② 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択 ※利用者登録は必要ありません。

- ③ 利用規約の内容を確認し、「同意する」を選択
- ④ メールアドレスを入力し、「完了」を選択
- ⑤ 受信したメールに記載された URL にアクセスし、必要情報を入力
- ⑥ ①で記入した証明書をスキャンもしくは撮影して添付

※要件証明書を添付していない場合又は要件を証明する書類で会社、病院、学校等の証明が必要な書類については、1月17日（金）までに保育課に郵送してください。

- ⑦ 入力内容を確認し、間違いがなければ「申込む」を選択
- ⑧ 登録完了メールが送付されてきたことを確認
- ⑨ 要件証明書を、**1月17日必着で保育課に持参又は郵送**

※⑥で添付しなかった場合、又は、事業所等が証明した要件証明書は原本の提出が必要です。

【書類提出先】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所保育課

- ⑩ 書類が全て確認でき次第、保育課から受理通知メールが届くので確認。

【入園希望児が複数いる場合】 ※園児の人数分申請する必要があります。

- ⑪ あいち電子申請トップ画面上部の「申込内容照会」を選択
- ⑫ 申込完了メールに記載された「整理番号」と「パスワード」を入力
- ⑬ 画面下部の「再申込する」を選択
- ⑭ 以降③～⑩と同様

※前回入力された情報が表示されるので、児童名など必要箇所を修正してください。

【申込内容を修正する場合】

- ・ あいち電子申請トップ画面上部の「申込内容照会」を選択
- ・ 申込完了メールに記載された「整理番号」と「パスワード」を入力
- ・ 伝達事項内容を確認後に内容を修正し、ページ下部の「修正する」を選択

3. 必要書類の提出について

0～3歳児（一部の園では0～2歳児、又は全学齢）のこども園等入園にあたり、保護者の就労等を入園要件としております。令和7年1月17日までに同居の保護者（父母）の入園要件を証明する書類（就労証明書等）の提出が確認できない場合は申込みを取り下げたものとみなしますので、必ず御提出ください。

4. 変更期限

申込みの内容について変更する場合、「登園開始日」は原則、令和7年3月25日（火）まで変更可能です。変更する場合は、保育課まで連絡してください。

【連絡先】 豊田市役所 保育課 保育担当 0565-34-6809

5. その他

「就労等予定」で証明等の書類を提出される保護者の方へ

下記に該当する保護者の方には、入園後に入園要件を満たしていることを確認するため、改めて要件証明等の書類（就労証明書等）を提出していただきます。

こども園等の適正な運営のため、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【書類提出の対象者】次に挙げる就労等を予定されている保護者

- | | |
|----------------|--------------|
| ・会社員等、居宅外で就労する | ・自営業に従事する |
| ・農業に従事する | ・内職をする |
| ・就職を目的として就学する | ・親子で通園・通学をする |

※入園要件を満たしてない、又は証明書に虚偽の内容があることが判明した場合は、年度の途中でも退園していただきます。

※また、在園中は就労等実態調査を随時行います。